



平成 25 年 5 月 23 日

各 位

会社名

TOMOEAWA

登記社名：株式会社巴川製紙所

コード番号 3878

(URL <http://www.tomoegawa.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 井上善雄

問合せ先 執行役員

経営戦略本部長 山口正明

(T E L 0 5 4 - 2 5 6 - 4 3 1 9)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 23 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 154 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役の任期の短縮

経営環境の変動に迅速に対応できる、より機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮するものであります。

(2) 剰余金の配当等の決定機関

機動的な資本政策および配当政策の実施と期末配当の早期支払いを可能にするため、剰余金の配当、自己株式の取得等を取締役会で決定できるよう、第 47 条（剰余金の配当等の決定機関）および第 48 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己株式の取得）、現行定款第 48 条（期末配当金）および現行定款第 49 条（中間配当金）を削除するものであります。また、これらの条文の新設および削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
(自己株式の取得) 第 7 条 当社は、取締役会の決議によって 市場取引等により当社の株式を取 得することができる。	(削除)
第 8 条～第 22 条（条文省略）	第 7 条～第 21 条（現行どおり）
(取締役の任期)	(取締役の任期)

現行定款	変更案
<p>第 <u>23</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第 <u>22</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p><u>2. 補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 <u>24</u> 条～第 <u>47</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>23</u> 条～第 <u>46</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p>
	<p>第 <u>47</u> 条 当社は、剰余金の配当等会社法 <u>第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p>
	<p>第 <u>48</u> 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>(期末配当金)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 <u>48</u> 条 当社は株主総会の決議によって <u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。</u></p>	
<p><u>(中間配当金)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 <u>49</u> 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当」という。) をすることができる。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 50 条 <u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。</p> <p>2. 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 49 条 <u>配当財産が金銭である場合、その</u>支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。</p> <p>2. 未払の<u>配当金</u>には利息をつけない。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 25 年 6 月 25 日 (火) (予定)

定款変更の効力発生日

平成 25 年 6 月 25 日 (火) (予定)

以 上